

○福井県広域消防相互応援協定書に伴う応援出動覚書

平成25年1月10日

この覚書は、福井県広域消防相互応援協定書(平成18年3月20日施行)第10条に基づき、南越消防組合と鯖江・丹生消防組合の接する地域及び当該周辺部における応援出動に関する運用の細部を定める。

1 相互連絡

別表第1で定める地域で災害が発生したときは、相互に連絡をとるものとする。

2 応援隊の派遣

別表第2で定める地域において、災害を覚知した消防機関は、原則として応援隊を派遣するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、両地域を管轄する消防長は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成25年2月1日から施行する。

2 平成8年7月1日に定めた福井県市町村消防相互応援協定書に伴う応援出動覚書は廃止する。

平成25年1月10日

南越消防組合消防本部消防長 中村良雄

鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 水野辰美

別表第1

相互連絡地域			
鯖江・丹生消防組合		南越消防組合	
鯖江市	新横江地区の一部 下新庄町 定次町 豊地区の一部 下司町 上野田町 上鯖江地区の一部 舟津町四・五丁目 上鯖江町宮前二丁目	越前市	吉野地区の一部 家久町 余田町 白山地区の一部 曾原町 安養寺町

別表第2

応援隊派遣地域			
鯖江・丹生消防組合		南越消防組合	
鯖江市	北中山地区の一部 戸口町 川島町	越前市	南中山地区の一部 赤坂町 新堂町
越前町	越前地区の一部 米ノ区 高佐区	南越前町	河野地区の一部 糠区 甲楽城区